

みなとみらい21地区において、『安全・安心』な街であり続ける ことを目指し、『都市再生安全確保計画』を策定しました

みなとみらい21地区においては、関係者が連携し、より強靱で『安全・安心』な街の実現を図るための共助の取組を進めてきました。

これまでの検討をとりまとめ、一層防災対策を推進する契機として、都市再生特別措置法に基づき、「大規模地震発生時における地区内の滞在者等の安全確保等を図る」ため、『都市再生安全確保計画』を策定しました。（横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会において平成29年10月13日策定）。既に策定済みの横浜駅周辺地区と連携して、**地域全体として『安全・安心』な街の形成を進めます。**

この度、『都市再生安全確保計画』の冊子を発行し、当社会員企業等関係者に配布するとともに、HPで公開し、周知を図ります。

<計画概要>

◆現状・課題

- ① みなとみらい21地区においては街づくりの当初から**防災性・耐震性に優れた都市基盤施設整備や建物整備**など、災害に強い街づくりが行われてきました。
- ② この結果、**大規模地震が発生しても建物倒壊や人的被害は限定的**と考えられます。
- ③ 一方、多くの来街者・就業者等が滞在する中で、交通機関の停止等により、**多数の帰宅困難者の発生**が見込まれます。

<帰宅困難者数>

- ・支援を要する帰宅困難者 最大約2万7千人
- ・現状の受入体制 19施設・約1万4千人

約1万3千人不足：
本計画を推進することにより解消

◆計画の目標と主な対応方針

- ① **情報受伝達体制の強化**
情報受伝達訓練の実施、多様な情報受伝達手段の確保 など
- ② **帰宅困難者対策の推進**
一時滞在施設『登録制度』の推進による施設数・収容人員の拡充、就業者の『一斉帰宅の抑制』の推進 など
- ③ **津波対策の推進**
津波情報伝達システムを活用した避難訓練等の取組 など
- ④ **都市機能の確保**
『災害時行動ガイド』の充実・更新、外国人来街者等に配慮した情報提供機能の強化 など



<都市再生安全確保計画冊子>

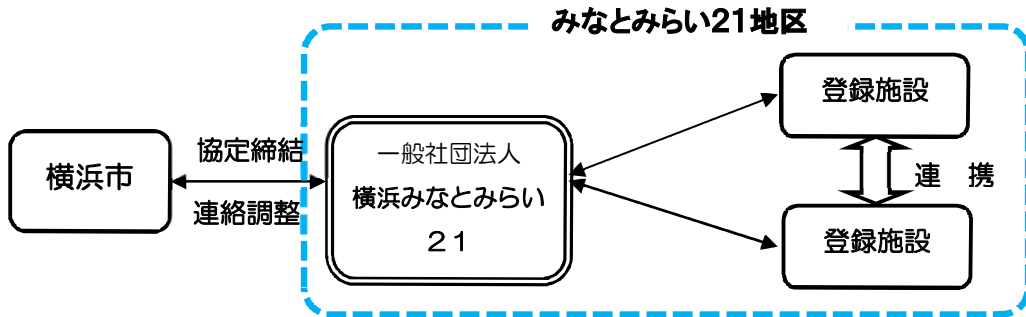
◆安全確保に向けた行動計画

- ① 都市再生安全確保施設として帰宅困難者一時滞在施設を位置づけ、充実を図ります。
- ② 『災害時行動ガイド』を踏まえた自助・共助の取組を推進します。
- ③ 各種訓練（情報受伝達訓練、帰宅困難者受入訓練等）の実施、講演会・研修会の開催を進めます。
- ④ 横浜駅周辺地区と連携して、**地域全体の『安全・安心』な街の形成を進めます。**

<参考：これまでの取組>

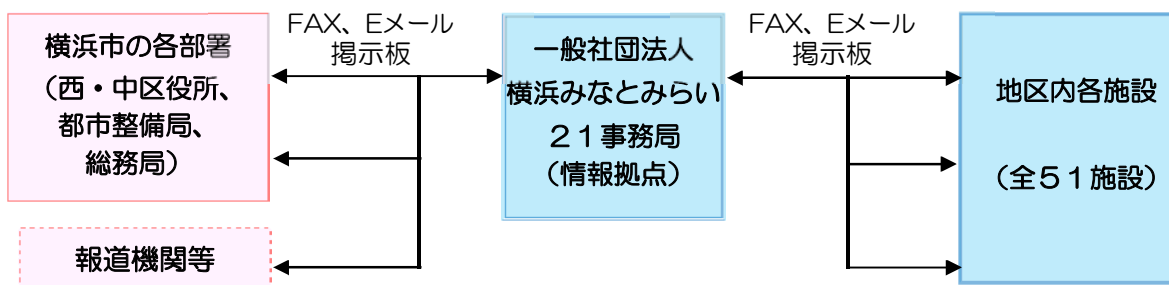
◆帰宅困難者一時滞在施設『登録制度』

- ・ 地区内関係者が連携、協力して帰宅困難者を受け入れる当地区独自の仕組みとして、平成28年12月に創設しました。一般社団法人横浜みなとみらい21（YMM）が、包括的な窓口として連絡・調整を行います。登録した施設は、横浜市と個別に協定を締結している施設と同様に、横浜市の『帰宅困難者一時滞在施設』として位置づけ、公表されます。また、横浜市から、収容人員分の備蓄品の支給を受けられます。
- ・ この制度創設の結果、登録施設は11施設となり、横浜市と個別に協定を締結している施設も含めると、一時滞在施設は19施設となり、施設数が倍増しています。



◆『災害時情報受伝達体制』

- ・ YMMを情報拠点として、災害時に地区内全施設（51施設：平成29年3月現在）を連絡する情報受伝達体制を平成26年3月から運用しています。
- ・ 行政機関からの災害情報を各施設に伝達するとともに、各施設の被害状況等を取りまとめ、行政機関に情報提供するとともに、各施設にフィードバックし、情報共有を図ります。
- ・ 情報伝達手段としては、FAXとEメールの併用を基本に、YMMホームページに『災害時掲示板』を設置するなど、複数の手段を確保していきます。



◆『災害時行動ガイド』

- ・ 地区内関係者が共有すべき災害対策のマニュアルとして、平成28年10月に策定しました。
- ・ 情報受伝達体制の強化に関する基本事項を整理するとともに、その活用を図りながら、帰宅困難者への円滑な対応・連携が可能となるよう、発災前の事前対策及び発災時の対応方法やチェックリストなどを取りまとめています。
- ・ 地区内全施設の防災担当者に周知を図るとともに、今後とも、拡充・更新を図ります。



お問い合わせ先	
一般社団法人横浜みなとみらい21	企画調整部長 八幡 準 企画調整課長 平山 美智雄 電話045-682-4404